

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	コクリツダイガクホクシツンシカダガク								
フリガナ大学の名称	シカダガク								
大学本部の位置	滋賀県大津市瀬田月輪町								
大学の目的	滋賀医科大学は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与する								
新設学部等の目的	「経済財政運営と改革の基本方針2018」及び「令和4年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」に基づき、令和3年度で終了する臨時定員5名の入学定員について、令和4年度の1年間、再度入学定員増を行い、その他の定員と区別して選抜する方式による「地域医療枠」を設けて地域の医師確保を図ることを目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	医学部	年	人	年次人	人		年月 第 年次	滋賀県大津市 瀬田月輪町	
	医学科	6	95 (90)	2年次 15	620 (615)	学士（医学）	令和4年4月 第1年次		
	看護学科	4	60		250	学士（看護学）	平成6年4月		
	計		155 (150)	15	870 (865)				
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	—	講義	演習	実験・実習	計	— 単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設	医学部 医学科	40 (40)	30 (30)	7 (7)	69 (69)	146 (146)	2 (2)	267 (267)
		看護学科	11 (11)	1 (1)	2 (2)	11 (11)	25 (25)	3 (3)	32 (32)
		計	51 (51)	31 (31)	9 (9)	80 (80)	171 (171)	5 (5)	299 (299)
既設	なし	()	()	()	()	()	()	()	
		()	()	()	()	()	()	()	
	計	()	()	()	()	()	()	()	
合計		()	()	()	()	()	()	()	

(人)	入学定員	編入学定員	収容定員
令和3年度	95	15	671
令和4年度	95	15	664
令和5年度	90	15	652
令和6年度	90	15	640
令和7年度	90	15	630
令和8年度	90	15	625
令和9年度	90	15	620
令和10年度	90	15	615

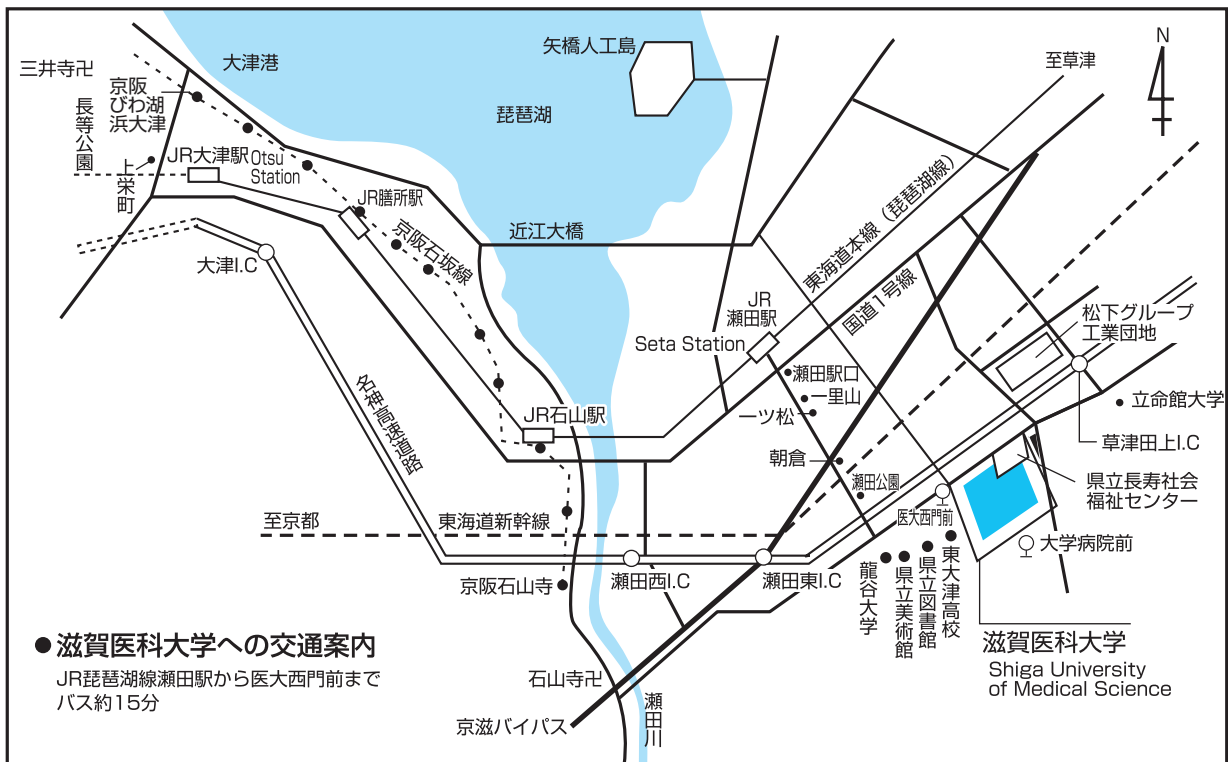
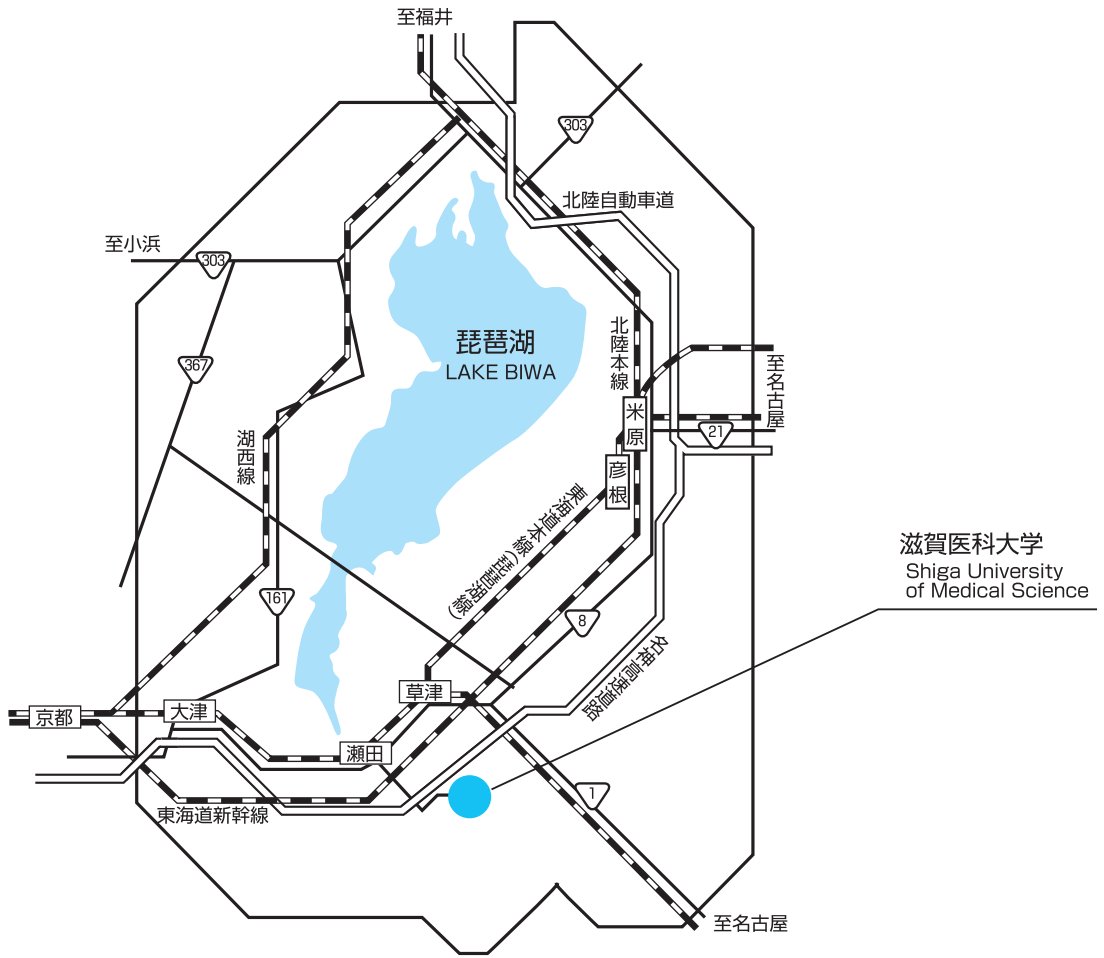
教員以外の職員 の概要	職 種		専 任	兼 任	計				
	事 務 職 員		187 (187)	248 (248)	435 (435)				
	技 術 職 員		891 (891)	181 (181)	1072 (1072)				
	図 書 館 専 門 職 員		6 (6)	1 (1)	7 (7)				
	そ の 他 の 職 員		3 (3)	62 (62)	65 (65)				
計		1087 (1087)	492 (492)	1579 (1579)					
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校 舎 敷 地	196,426㎡	0㎡	0㎡	196,426㎡				
	運 動 場 用 地	33,100㎡	0㎡	0㎡	33,100㎡				
	小 計	229,526㎡	0㎡	0㎡	229,526㎡				
	そ の 他	3,492㎡	0㎡	0㎡	3,492㎡				
合 計	233,018㎡	0㎡	0㎡	233,018㎡					
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計				
		114,461㎡ (114,461㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	114,461㎡ (114,461㎡)				
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設	大学全体			
	12室	2室	14室	0室 (補助職員 人)	0室 (補助職員 人)				
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数					
		大学全体		214 室					
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	大学全体	169,643 [68,374] (169,643 [68,374])	2,306 [1,297] (2,306 [1,297])	8,129 [6,713] (8,129 [6,713])	525 (525)	13 (13)	96 (96)		
	計	169,643 [68,374] (169,643 [68,374])	2,306 [1,297] (2,306 [1,297])	8,129 [6,713] (8,129 [6,713])	525 (525)	13 (13)	96 (96)		
図 書 館		面積	閲覧座席数	取 納 可 能 冊 数		大学全体			
		1,675㎡	150	203,000					
体 育 館		面積	体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体		
		1,060㎡	武 道 場 水 泳 プ ー ル						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	経費の見積り	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等	-	-	-	-	-	-	-
		共同研究費等	-	-	-	-	-	-	-
		図書購入費	-	-	-	-	-	-	-
	設備購入費	-	-	-	-	-	-	-	
学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円		
学生納付金以外の維持方法の概要			-						
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	滋賀医科大学							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地
	医学部 医学科	6 年	95 人	2年次 15 人	671 人	学士(医学)	1.00 倍	昭和49 年度	滋賀県大津市 瀬田月輪町
看護学科	4 年	60 人	3年次 10 人	260 人	学士(看護学)	1.00 倍	平成6 年度		
		令和2年度 入学定員増5名							

附属施設の概要	<p>名称：医学部附属病院 目的：患者の健康の回復及びその維持増進を図るため、総合的な診療を行い、もって医学の教育及び研究に資することを目的とする。 所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町 設置年月：昭和53年4月 規模等：所在地構内、建物：59,087㎡</p>
	<p>名称：附属図書館 目的：教育・研究に必要な図書雑誌並びに情報に関する資料を収集管理し、職員並びに学生の利用に供することを目的とする。 所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町 設置年月：昭和54年4月 規模等：所在地構内、建物：1,675㎡</p>
	<p>名称：動物生命科学センター 目的：学内教育研究施設として、医学に関する実験動物の飼育管理、系統維持、開発及び実験研究等を行うとともに、共同研究の促進を図り、もって医学教育及び研究の向上発展に資することを目的とする。 所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町 設置年月：昭和53年6月 規模等：所在地構内、建物：3,033㎡</p>
	<p>名称：実験実習支援センター 目的：学内教育研究施設として、医学の教育、研究に必要な設備、機器を総合的に管理することにより、共同研究の効率化を図り、もって本学における医学の教育及び研究の向上、発展に資することを目的とする。 所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町 設置年月：昭和57年4月 規模等：所在地構内、建物：3,983㎡</p>
	<p>名称：神経難病研究センター 目的：学内教育研究施設として、先端技術を開発応用する学術研究体制を基に国際共同研究を推進し、認知症をはじめとする神経難病の病因・病態解明及び診断・治療法の開発とその臨床応用研究を推進することにより、神経難病の克服等に資することを目的とする。 所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町 設置年月：平成4年7月 規模等：所在地構内、建物：549㎡</p>
	<p>名称：NCD疫学研究センター 目的：わが国の中心的拠点として生活習慣病・認知症等の非感染性疾患（NCD）に関する最先端の疫学研究を推進し、もって医学及び公衆衛生の発展に資することを目的とする。 所在地：滋賀県大津市瀬田月輪町 設置年月：平成25年4月 規模等：所在地構内、建物：1,358㎡</p>

(注)

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

③ 概略図（交通機関）



国立大学法人滋賀医科大学学則

平成16年4月1日制定
令和 年 月 日改正

第1章 総 則

(理念)

第1条 滋賀医科大学（以下「本学」という。）は、地域に支えられ、地域に貢献し、世界に羽ばたく大学として、医学・看護学の発展と人類の健康増進に寄与することを理念とする。

(使命)

第1条の2 本学の使命は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 豊かな教養、確かな倫理観、高い専門的知識を有する信頼される医療人を育成すること。
- (2) 研究倫理と独創性を有する研究者を養成し、特色ある研究を世界に発信すること。
- (3) 信頼と満足を追求するすぐれた全人的医療を地域に提供し、社会に貢献すること。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前2条の理念及び使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(学部の組織及び学生定員)

第3条 本学に医学部を置く。

- 2 医学部に置く学科及び教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 医学科は、幅広い教養と医学に関する専門的な知識・技能を備え、医の倫理に徹し、かつ旺盛な探究心を持った医師及び医学研究者を育成し、もって医学の進歩、発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。
- (2) 看護学科は、幅広い教養と倫理観に基づいた高い専門知識と技術を有し、広く健康生活を支援できる看護職者及び看護学研究者を育成し、もって看護学の進歩、発展に寄与し、併せて社会の福祉に貢献することができる人材の育成を目的とする。

- 3 各学科に置く講座の名称は、別表のとおりとする。

- 4 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第17条第1項に掲げる教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

- 5 医学部医学科においては、収容定員615名、入学定員90名、第2年次編入学定員15名とし、医学部看護学科においては、収容定員240名、入学定員60名とする。

- 6 医学科に医学科長、看護学科に看護学科長を置き、各学科の運営を統括する。

- 7 医学科長は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) 医学科の運営に関する校務を整理し、連絡調整をすること。
 - (2) 教授会を召集し、議長となること。
 - (3) その他医学科の運営に関し、医学科長が必要と認めること。
- 8 看護学科長は、次の各号に掲げる職務を行う。
- (1) 看護学科の運営に関する校務を整理し、連絡調整をすること。
 - (2) 看護学科会議を召集し、議長となること。
 - (3) その他看護学科の運営に関し、看護学科長が必要と認めること。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院学則は、別に定める。

(教授会)

第5条 本学医学部に、教授会を置く。

- 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附講座)

第6条 本学に、寄附講座及び寄附研究部門（以下「寄附講座等」という。）を設置することができる。

- 2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究講座)

第6条の2 本学に、共同研究講座を設置することができる。

- 2 共同研究講座に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 附属施設

(附属図書館)

第7条 本学に附属図書館を置く。

- 2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第8条 本学に保健管理センターを置く。

- 2 保健管理センターに関し必要な事項は、別に定める。

(学内教育研究施設)

第9条 本学に、学内教育研究施設として次のセンターを置く。

- (1) 神経難病研究センター
- (2) 動物生命科学研究センター
- (3) 実験実習支援センター
- (4) 解剖センター
- (5) マルチメディアセンター

- (6) 医学・看護学教育センター
 - (7) NCD疫学研究センター
 - (8) 先端がん研究センター
 - (9) アドミッションセンター
- 2 各センターに関し必要な事項は、別に定める。

(医学部附属病院)

第10条 医学部に、学部附属の教育研究診療施設として附属病院を置く。

- 2 附属病院に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第12条 学期は、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 各学期の授業実施日等は、別に定める。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学創立記念日 10月1日

別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

- 2 前項の規程にかかわらず、教育上必要があるときは、変更するときがある。
- 3 臨時休業は、学長がそのつど定める。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

- 2 医学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第15条 医学部医学科の在学は、12年（第2年次編入学者にあつては、10年）を超えることができない。ただし、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年において在学できる年限は、それぞれ4年（第2年次編入学者にあつては、第2年次から第4年次までの3学年において在学できる年限は、6年）を超えることができない。

- 2 医学部看護学科の在学は、8年を超えることができない。ただし、第1年次及び第2年次並びに第3年次及び第4年次の各2学年において在学できる年限は、それぞれ4年を超えることができない。

第5章 入学及び進級

(入学, 進級の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

- 2 進級の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学検定資格に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の出願)

第18条 本学への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書その他所定の書類に所定の検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

- 2 検定料の免除の所定の申請書を受理された者については、前項の適用について、検定料を納付したものとみなす。

(入学者の選考)

第19条 学長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより、選考を行う。

- 2 学長は、教授会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続及び入学許可)

第20条 前条の選考に合格した者は、本学が指定する日までに所定の書類を学長に提出

- し、かつ、所定の入学料を納付しなければならない。
- 2 学長は、前項の手続を終えた者に入学を許可する。
 - 3 入学料の減免又は徴収猶予の申請書を受理された者については、前項の適用について、入学料を納付したものとみなす。

(医学科の編入学, 再入学, 転入学等)

第21条 医学部医学科において、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、定員の範囲内で第2年次への入学を許可する。

- (1) 大学(外国の4年制以上の大学を含む。)を卒業した者。ただし、医学部医学科の卒業生及び在学者を除く。
- (2) 大学院(外国の大学院を含む。)の修士課程又は博士課程を修了した者
- (3) 学校教育法第104条第4項の規定により、学士の学位を授与された者

第22条 医学部医学科において欠員のある場合、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本学医学部医学科を中途退学した者
- (2) 他の大学の医学進学課程を修了した者
- (3) 他の大学の医学部医学科に在学する者又は中途退学した者

(看護学科の編入学, 再入学, 転入学)

第23条 削除

第24条 医学部看護学科において欠員のある場合、次の各号に掲げる者で、かつ、入学を志願する者は、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 本学医学部看護学科を中途退学した者
- (2) 他の大学の看護系の学科に在学する者又は中途退学した者
- (3) 短期大学の看護学科を卒業した者
- (4) 学校教育法第132条に定める者で専修学校の看護系専門課程を修了した者
- (5) 学校教育法第58条の2に定める者で高等学校の看護系専攻科の課程を修了した者

2 前項第1号に掲げる者のうち、本学の看護学科に3年以上在学し、早期に本学大学院医学系研究科修士課程へ進学し、課程の修了又は退学した者が再入学を志願する場合は、欠員の有無にかかわらず、選考のうえ、相当の年次に入学を許可することがある。

(編入学者等の取扱い)

第25条 前4条の規定により、編入学等を志願する者及び入学を許可された者については、第18条から第20条の規程を準用する。

第6章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第26条 教育課程は、次の各号に掲げる編成方針に基づき、教授会の議を経て、学長が編成する。

- (1) 医学科及び看護学科の教育上の目的を達成するため必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。
- (2) 医学科及び看護学科の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(教育課程の編成方法)

第27条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目、自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

- 2 医学科の授業科目は、一般教育科目、外国語科目Ⅰ、外国語科目Ⅱ、総合生命科学(以下「一般教育科目等」という。)及び専門教育科目に区分し、編成するものとする。
- 3 看護学科の授業科目は、一般教養科目Ⅰ、一般教養科目Ⅱ、外国語科目、専門基礎科目Ⅰ、専門基礎科目Ⅱ、専門看護科目Ⅰ、専門看護科目Ⅱ、専門看護科目Ⅲ及び専門看護科目(実習)に区分し、編成するものとする。
- 4 前2項の各授業科目の名称、単位数又は時間数、配当年次等については、別に定める。

(単位の計算方法)

第28条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については15時間から30時間、並びに実験・実習及び実技については30時間から45時間の授業の時間をもってそれぞれ1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して別に単位数を定める。

(授業時間制をとる授業科目)

第29条 大学設置基準第32条第2項の規定に基づき、医学科の専門教育科目は、全科目について授業時間制とし、そのすべてを必修科目とする。

(1年間の授業期間)

第30条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業の方法)

第31条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用による多様な方法により実施するものとする。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、教授会の議を経て、当該授業を行う教室等以外の場所及び多様なメディアを利用して実施することができる。
- 3 医学部の教育上有益と認めるときは、第1項の授業を外国において履修させることができる。

(関連教育病院)

第32条 医学部医学科における臨床教育を充実するため、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院を関連教育病院に定め、当該病院において、学生に専門課程の授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(協力施設)

第33条 前条に定めるもののほか、より多様な医療形態における臨床実習を実施し、さらに臨床教育を充実させるため、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院等を臨床実習協力施設に定め、当該施設において、学生に専門課程の授業科目に必要な臨床教育の一部を行わせるものとする。

2 医学科の早期体験学習、地域医療体験実習Ⅰ、地域医療体験実習Ⅱ及び研究室配属並びに看護学科の看護実習等についても、必要に応じて国公立又は法人の設立に係る病院等を協力施設に定め、当該施設において、学生に当該授業科目に必要な教育の一部を行わせるものとする。

3 前2項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第34条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るため、必要に応じて研修会等を企画し、実施する。

第7章 卒業の要件等

(履修科目の登録)

第35条 医学部の各学科の学生は、毎学年の始めに、その学年において履修する授業科目を学長に届け出なければならない。

(履修科目の登録の上限)

第36条 1年間に履修できる授業科目は、原則として当該学年に配当した科目のみとする。

(授業科目の修得及び修了の認定並びに進級及び課程修了の認定)

第37条 医学部の各学科の課程における授業科目の修得又は修了の認定は、試験その他の審査により行う。

2 医学部の各学科の進級及び課程修了の認定は、教授会の議を経て、学長が行う。

3 医学部各学科の授業科目の試験及び進級の取扱いに関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(成績の評価)

第38条 試験等による学業成績の評価は、秀、優、良、可、不可の5種の評語をもって表わし、秀、優、良、可を合格とする。ただし、特定の科目については、合格又は不合格の評語をもって表わす。

(卒業の要件)

第39条 本学医学部の医学科に6年(第2年次編入学者にあつては、5年)以上在学し、又は看護学科に4年以上在学し、それぞれ各学科の課程を修了した者については、教授

会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 医学部医学科（第2年次編入学者を除く。）においては、一般教育科目等について所定の必修科目を含めて63単位以上を修得し、かつ、専門教育科目における所定の授業科目を履修し、修了の認定を受けなければならない。
- 3 医学部医学科第2年次編入学においては、一般教育科目について選択科目を8単位以上修得し、かつ、専門教育科目における所定の授業科目を履修し、修了の認定を受けなければならない。
- 4 医学部看護学科においては、所定の必修科目を含めて127単位以上を修得しなければならない。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第40条 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、別に定めるところにより60単位（医学科の専門教育科目にあつては60単位に相当する授業時間数。以下同じ。）を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

（大学以外の教育施設等における学修）

第41条 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位等の認定）

第42条 医学部の教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 医学部の教育上有益と認められるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第40条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 第21条から第24条の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得単位数の取扱いについては、別に定める。

（授業時間制をとる授業科目の取り扱い）

第43条 前3条の規定において、授業時間制をとる授業科目については、大学設置基準第33条の規定に基づき取り扱うものとする。

第8章 学位の授与

(学士の学位の授与)

第44条 第39条の規定により卒業した者に対し、学士の学位を授与する。

2 学士の学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 休学, 転学, 留学及び退学

(休学)

第45条 疾病その他特別の事由により2月以上修学することができない者は、学長の許可を受けて休学することができる。

2 前項の規定にかかわらず、医学科に置く PhD-MD 制度を利用する医学科学生が、本学大学院学則第11条第1項第6号の規定により博士課程に入学するときは、学長の許可を得て休学することができる。PhD-MD 制度の取扱いについては必要な事項は別に定める。

3 疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第46条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度としてその期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して4年(医学科第2年次編入学生にあつては3年)を超えることができない。ただし、前条第2項の規定により休学するときは、その期間を通算しない。

3 休学期間内に復学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

4 休学期間は、第15条の在学期間に算入しない。

(転学)

第47条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第48条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けて留学することができる。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第39条に定める在学期間に算入する。

3 第1項の規定により外国の大学に留学する場合の授業科目の履修等については、第40条の規定を準用する。

(退学)

第49条 退学しようとする者は、その事由を申し出て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第50条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 入学料の減免を申請した者のうち、減免が不許可になった者又は一部免除が許可になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者
- (2) 入学料の徴収猶予を申請した者のうち、徴収猶予が許可若しくは不許可になった者で、入学料を所定の期日までに納付しない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 第15条に定める在学年限を超えてなお成業の見込みのない者
- (5) 第46条第1項又は第2項の休学期間を超えてなお修学できない者
- (6) 長期間にわたる行方不明等により、成業の見込みのない者

第10章 賞 罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第52条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 第2項の規定により停学となり、その期間が3以上にわたる場合、当該停学期間は第39条に定める必要在学年数に算入しない。

5 本条に定めるもののほか、懲戒に関する基本的事項及び手続き等については、学長が別に定める。

第11章 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生

(聴講生)

第53条 本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第54条 本学において特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、学部の教育に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第55条 他の大学又は外国の大学の学生で、大学間の協議に基づき、本学において特定の授業科目の聴講を志願する者があるときは、特別聴講学生として入学を許可する。

(研究生)

第56条 本学において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは、学部の研究教育に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

3 研究期間は、1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(外国人留学生)

第57条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学志願する者があるときは、別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

(その他)

第58条 この章に定めるもののほか、聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 授業料、その他の費用

(授業料、入学料及び検定料)

第59条 本学において徴収する授業料、入学料及び検定料の額については、国立大学法人法（平成15年7月16日法律第112号）第22条第4項及び国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成16年3月31日文科科学省令第16号）第2条の規定に基づき、本学において別に定める額とする。

2 授業料及び検定料は、別に定める期日までに納付しなければならない。

3 休学、退学等の場合の授業料の額、徴収方法等については、別に定める。

(授業料の減免、徴収猶予及び月割分納)

第60条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者については、本人の申請により、授業料の減免又は徴収猶予若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項の規定により授業料の減免又は徴収猶予を受けている者は、その事由が消滅したときは、その月から授業料を納付しなければならない。

3 前2項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(入学料の減免及び徴収猶予)

第61条 特別な事情により入学料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により、入学料の減免又は徴収猶予を許可することができる。

2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(検定料の免除)

第61条の2 特別な事情により、検定料の免除を申請した者については、検定料を免除することができる。

2 前項の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

(既納の検定料等の不返還)

第62条 既納の検定料，入学料及び授業料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げる額は本人の申し出により返還するものとする。

- (1) 第2次の学力検査等を2段階の選抜方法で行った場合において，第1段階目の選抜で不合格となった者の第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額
- (2) 個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対する前号に準じた額
- (3) 第18条第1項に規定する検定料を納付した者が，特別な事情により，検定料の免除が認められた場合の当該検定料に相当する額
- (4) 入学を許可するときに授業料を納付した者が，入学年度の前年度の3月末日までに入学を辞退した場合の当該授業料に相当する額
- (5) 前期分授業料徴収の際，後期分授業料を併せて納付した者が，後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合の後期分の授業料に相当する額

第13章 公開講座

第63条 地域社会の発展に寄与し，教養と文化の向上に資するため，必要に応じて本学に公開講座を設けることができる。

2 前項の取扱いに関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この学則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は，平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の第39条第4項及び第5項の規定は，平成16年度及び17年度入学者から適用する。

3 平成15年度以前の入学者については，改正後の第39条第4項及び第5項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この学則は，平成17年6月24日から施行する。

附 則

この学則は，平成17年12月27日から施行する。

附 則

この学則は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は，平成18年6月28日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年10月26日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年1月9日から施行する。ただし、第3条第3項の別表中の「地域医療システム学講座」については、平成19年9月1日から適用する。
- 2 第6条の規定は、医療人育成教育センター規程に定める教務担当教員及び学生支援担当教員を教員に改めることに鑑み削除する。

附 則

- 1 この学則は、平成20年6月26日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第5項、第27条第3項及び第39条第4項の規定は、平成21年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第27条第3項及び第39条第5項の規定は、平成23年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 4 平成20年度以前の入学者は、改正後の第27条第3項及び第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成22年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第27条第3項及び第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員、入学定員及び第2年次後期編入定員は、平成29年度までとする。

附 則

- 1 この学則は、平成20年10月30日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	収 容 定 員				
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部	医 学 科	595 人	605 人	615 人	625 人	635 人

附 則

この学則は、平成21年6月25日から施行し、平成21年4月7日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

収 容 定 員				

学 部	学 科	平成22年 度	平成23年 度	平成24年 度	平成25年 度	平成26年 度
医学部	医 学 科	610 人	625 人	640 人	655 人	668 人

- 3 改正後の第3条第5項に規定する平成22年度から5名の増とした医学部医学科の入学定員は、平成31年度までとする。

附 則

この学則は、平成22年7月29日から施行する。ただし、第3条第3項の別表中の「地域周産期医療学講座」については、平成22年4月1日から適用し、「総合内科学講座」及び「総合外科学講座」については、平成22年6月18日から適用する。

附 則

この学則は、平成22年10月28日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		収容定員
		平成23年度 ～ 平成29年度	平成30年度 ～ 平成31年度	平成23年度
医学部	医 学 科	100 人 (17)	97 人 (15)	627 人

収 容 定 員

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 ～ 平成29年度	平成30年度
644 人	661 人	676 人	683 人	685 人	680 人

収 容 定 員

平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
675 人	663 人	651 人	639 人	629 人	622 人

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

- 3 平成22年度以前に医学部医学科に入学した者は、改正後の第39条第2項の規定にかかわらず、一般教育科目等について所定の必修科目を含めて91単位以上を修得する

ものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条第4項の規定は、平成24年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第39条第5項の規定は、平成26年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 4 平成23年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成25年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 改正前の学則第3条第3項の別表中の「総合がん治療学講座」については、平成24年3月31日までとする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年1月8日から施行し、平成26年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 滋賀医科大学MR医学総合研究センター規程（平成16年4月1日制定）及び滋賀医科大学MR医学総合研究センター運営委員会規程（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この学則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条第4項の規定は、平成28年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第39条第5項の規定は、平成30年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 4 平成27年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 平成29年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 滋賀医科大学分子神経科学研究センター規程（平成16年4月1日制定）及び滋賀医

科大学分子神経科学研究センター運営委員会規程（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則

この学則は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前の医学部医学科入学者及び平成29年度以前の医学部医学科第2学年次後期編入学者については、改正後の第33条第2項及び第39条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成29年6月13日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		収容定員
		平成30年度	平成31年度	平成30年度
医学部	医学科	100人 (17)	100人 (17)	685人

収 容 定 員					
平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
685人	673人	661人	649人	637人	625人

() 内は、第2年次後期編入学を外数で示す。

- 3 滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーションセンター規程（平成18年6月29日制定）及び滋賀医科大学バイオメディカル・イノベーションセンター運営委員会規程（平成18年6月29日制定）は廃止する。

附 則

この学則は、平成30年10月24日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第39条第2項及び第4項の規定は、平成31年度入学者から適用する。
- 3 改正後の第3条第5項、第15条第1項、第16条第1項、第35条、第39条第1項、第46条第2項及び第62条第2項第4号の規定は、平成31年度入学者（医学部医学科

第2年次編入学者については、令和2年度編入学者) から適用する。

- 4 改正後の第21条及び第39条第3項の規定は、令和2年度医学部医学科第2年次編入学者から適用する。
- 5 改正後の第39条第5項の規定は、令和3年度医学部看護学科第3年次編入学者から適用する。
- 6 平成30年度以前の入学者については、改正後の第39条第2項及び第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 7 平成30年度以前の入学者(医学部医学科第2年次後期編入学者については、平成31年度以前の編入学者)については、改正後の第3条第5項、第15条第1項、第16条第1項、第35条、第39条第1項、第46条第2項及び第62条第2項第4号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 平成31年度以前の医学部医学科第2年次後期編入学者については、改正後の第21条及び第39条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 令和2年度以前の医学部看護学科第3年次編入学者は、改正後の第39条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員		収容定員
		令和2年度	令和3年度	令和2年度
医学部	医学科	95人 (15)	95人 (15)	678人

収 容 定 員

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
671人	659人	647人	635人	625人	620人

()内は、第2年次編入学を外数で示す。

附 則

この学則は、令和2年4月8日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和2年10月15日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年12月2日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条第1項の規定は、令和3年度入学者（医学部医学科第2年次編入学者については、令和4年度編入学者）から適用する。
- 3 改正後の第15条第2項の規定は、令和3年度入学者（医学部看護学科第3年次編入学者については、令和5年度編入学者）から適用する。
- 4 令和2年度以前の入学者（医学部医学科第2年次後期編入学者及び医学部医学科第2年次編入学者については、令和3年度以前の編入学者）については、改正後の第15条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和2年度以前の入学者（医学部看護学科第3年次編入学者については、令和4年度以前の編入学者）については、改正後の第15条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項に規定する医学部看護学科の収容定員は、同条同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	収容定員
		令和4年度
医学部	看護学科	250人

- 3 令和3年度以前の入学者については、改正後の第39条第4項及び第46条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 改正後の第3条第5項に規定する医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収 容 定 員	
		令和4年度	令和4年度	令和5年度
医学部	医学科	95人 (15)	664人	652人

収 容 定 員			
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
640人	630人	625人	620人

() 内は、第2年次編入学を外数で示す。

別 表

医学科

(基礎医学講座)

生命科学講座, 医療文化学講座, 解剖学講座, 生理学講座, 生化学・分子生物学講座, 病理学講座, 薬理学講座, 社会医学講座

(臨床医学講座)

内科学講座, 小児科学講座, 精神医学講座, 皮膚科学講座, 外科学講座, 整形外科科学講座, 脳神経外科学講座, 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学講座, 産科学婦人科学講座, 泌尿器科学講座, 眼科学講座, 麻酔学講座, 放射線医学講座, 歯科口腔外科学講座, 臨床検査医学講座, 救急集中治療医学講座, 家庭医療学講座, 臨床腫瘍学講座, 総合内科学講座, 総合外科学講座, 形成外科学講座

看護学科

基礎看護学講座, 臨床看護学講座, 公衆衛生看護学講座

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 収容定員変更の内容

滋賀医科大学医学部医学科の平成 20 年度以降の入学定員については、平成 21 年度に「緊急医師確保対策」に基づき平成 29 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増及び「経済財政改革の基本方針 2008」に基づき 5 名の恒久定員増を、平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 5 名の臨時定員増を、また、平成 23 年度には「新成長戦略」に基づき平成 31 年度までの期限を付した 2 名の臨時定員増をそれぞれ実施した。

さらに、平成 30 年度には「平成 29 年度で終了する医学部入学定員の暫定措置」に基づき平成 29 年度を期限とする 5 名の入学定員について、平成 31 年度までの期限を付した再度の入学定員増を実施し、令和 2 年度には「経済財政運営と改革の基本方針 2018」に基づき平成 31 年度で終了する臨時定員増 12 名のうち 5 名の入学定員について、令和 2 年度から 3 年度までの 2 年間、その他の定員と区別して選抜する方式により「地域医療枠」を設けて再度の入学定員増を実施した。

今般、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」及び「令和 4 年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について（通知）」に基づき令和 3 年度で終了する臨時定員の 5 名を令和 4 年度の 1 年間、再度の入学定員増を行い、令和 4 年度の入学定員を再度の定員増を行わなかった場合の 105 名から 110 名に変更する。これにあわせて、収容定員についても再度の定員増を行わなかった場合の 615 名から 620 名に変更する。

2. 収容定員変更の必要性

本学は、県内唯一の医師養成機関として滋賀県内の医療を支える医師を養成し、また定着を図ってきた。しかしながら、厚生労働省の調査によると、平成 30 年末現在の滋賀県の医師数は 3,386 人で、人口 10 万人当たりの医師数は全国平均を下回っており、全国 32 位となっている。

医師数の推移

	平成 22 年		平成 24 年		平成 26 年		平成 28 年		平成 30 年	
	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国	滋賀県	全国
医師数	2,983	295,049	3,048	303,268	3,149	311,205	3,270	319,480	3,386	327,210
人口 10 万人当たり	211.4	230.4	215.4	237.8	222.4	244.9	231.4	251.7	239.8	258.8

(出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」)

現在の医療を取りまく環境は、滋賀県のみならず全国的に地域における医師不足の解

消が喫緊の課題となっており、平成 20 年以降、地域枠を中心として全国的に医師数は増加してきたが、地域や診療科における医師の偏在は依然として解消していない。国が示した「医師偏在指標」によると、滋賀県では特に甲賀保健医療圏は厳しい状況であり、全国平均 239.8、滋賀県の 244.8 に対して 161.9 と医師少数区域に区分されている。

本学ではこれまで、滋賀県における医師不足の解消と地域定着を目的として、平成 10 年度から推薦入試に「滋賀県枠」を設けて、将来、滋賀県に定着して地域医療を担う学生を確保するための入学者選抜を行ってきた。

更に、平成 20 年度以降、全国的に医学部定員が臨時的に増員され、本学においても滋賀県から「滋賀県医師養成奨学金」の奨学金制度を措置いただき、合計 10 名（一般入試 8 名、学士編入学 2 名）の定員増を行った。

平成 22 年度の「経済財政改革の基本方針 2009」、平成 23 年度の「新成長戦略」、平成 29 年度に延長が認められた「緊急医師確保対策」に基づく暫定措置期限を迎えた際には、滋賀県と協議の上、地域医療機関と連携した医師養成プログラムを構築することにより、効果的な医師確保に取り組んでいきたいと考え 5 名の定員増を行い、令和 3 年度までの滋賀県医師養成奨学金貸与者 95 名のうち現在までの卒業生 60 名中 57 名（95.0%）が滋賀県内の医療機関に就職した。

この度の入学定員増の延長に対して、再度滋賀県と協議の上、地域医療機関と連携した医師養成プログラムを構築により、更に効果的な医師確保に取り組んでいきたいと考え 5 名を再度増員希望するものである。

学生収容定員の増が可能となれば、地域における医師不足の解消や、病院勤務医の就労環境の改善等、県内地域医療への貢献が期待できる他、具体的には次の事項が期待される。

①増員希望の 5 名は、一般の入学者とは別の選抜枠とし、「滋賀県医師養成奨学金」を入学初年度より奨学金の貸与を受け、卒業後滋賀県知事が指定する滋賀県内の病院で診療業務に従事するとともに、滋賀県キャリアサポートセンターが定めるキャリア形成プログラムに参加することにより、滋賀県の医師不足地域の解消に繋がることが期待できる。

②増員希望の 5 名は、滋賀県出身者に限らず募集するため、出身都道府県にかかわらず、滋賀県の地域医療に強い意欲を持った者が志願する枠であり、地域医療の貢献に期待される。

3. 収容定員変更に伴う教育課程等の変更内容

(1) 教育課程の変更内容

本学では、現在、地域医療への関心と意欲を高めるため、1～2 年次には「早期体験学習」や「地域医療体験実習Ⅰ」という科目で地域における医学・医療の役割や課題について省察させるとともに、地域枠学生に対しては「地域論」及び「全人的医療体験学習Ⅰ」を必修化し、滋賀県の地的特色や文化への理解を深め、心理面、家族、社会的背景を通

して患者を取り巻く状況を幅広く捉えながらケアを行う全人的医療を学んでいる。4年次の「地域医療体験実習Ⅱ」においては、地域医療の実践現場と体感することにより、地域医療の現状や課題、求められる態度等について学んでいる。また、5～6年次に「診療所実習」や「学外臨床実習」において、診療所や市中病院での医療の実態や問題等、地域医療を学んでいる。

(2) 地域医療に関する学部教育のカリキュラムの概要

授業科目等	履修学年等	授業概要
①早期体験学習	第1学年前期 (1単位)	夏休みの4日間に、地域で展開されている医療・保健・福祉の現場に参加体験し、そこで働く人々やその活動を通して、また支援を受けている人たちとの交流を通じて、医学・看護学を学んで行く自分の役割や課題について省察することを目的とする。
②地域論	第1学年後期 (2単位)	自分で問いを立てて、文献資料を調べたり(もし余力があればフィールドワークを行ったり)すること等を通して、滋賀県の地域的特色および地元の方々の暮らしや文化について理解を深める。
③全人的医療体験学習Ⅰ・Ⅱ	第1学年通年 第2学年通年 (2単位)	全人的医療及び全人的医療体験学習についてのオリエンテーションを十分に受けた後、地域の診療所による訪問診療を受療中の一患者及びその家族を約2か月毎に訪問する。これにより、患者側の視点、一般市民が医師に求めているものが何か、良医とは何かなどを一般市民から直接学ぶ。訪問毎に報告書を提出し、半年に1回以上、全人的医療の実践法についての講義と訪問体験に関するフィードバックを受ける。学習終了時に、患者本人と家族、及び診療所主治医から、全人的対応の観点からの評価を受け、体験学習総括レポートを提出する。実習場所：訪問診療の患者様宅 (平成17年度文部科学省医療人GPプログラム「一般市民参加型全人的医療教育プログラム」を継続実施)

④地域医療体験実習 I	第 2 学年前期 (40 時間)	滋賀県下を中心とした老人保健施設やケアハウス等を併設した複数の医療機関において、見学を中心とした 1 週間の地域医療体験学習を行う。指導医（者）のもとで地域の医療、介護、福祉などの実際に触れ、多様な経験を重ねることで、卒前教育を充実させることを目的とする。
⑤地域医療体験実習 II	第 4 学年前期 (40 時間)	学生自らが選択した病院や診療所において、地域医療や高度医療が実践されている現場を体験する 1 週間の実習を行う。学生自らが実習施設を選択することにより、卒後のキャリアを意識した実習とするとともに、後期から開始される臨床実習に対する意欲の向上を図る。
⑥診療所実習	第 4 学年後期 第 5 学年通年 (実習期間： 48 週)	実際に患者さんに接し、これまでに知識として修得してきた医学を実践し、医療について学び、経験を積むことによって、医学知識を問題解決志向型に総合するとともに、医療の基本的技術を習得する。更に、患者さんに対する医師としての態度、生命の尊厳に対する謙虚な態度を身につける。診療所実習は、第 4～5 学年に 1 週間（4 日間）を割り振っている。 実習場所：診療所、患者さん宅等 (平成 16 年度文部科学省現代 GP プログラム「産学連携によるプライマリ・ケア医学教育」を継続実施)
⑦学外臨床実習	第 6 学年前期 (実習期間： 8 週)	地域医療の実体験を目的とし、平成 11 年度から学外の協力病院での臨床実習を実施している。学外臨床実習は、第 6 学年前期に学外アドバンスコース(前期・後期各 4 週間)として割り振っている。 実習場所：関連教育病院

(3) 卒後臨床研修の概要（特徴）

臨床ならびに医学教育におけるエキスパート医師が多数在籍

- ・全診療科に教育医長を配置した責任体制のもと、170 名以上の教育経験豊かな指導医と身近なロールモデルとなる後期研修医（専攻医）が約 150 名在籍している。

卒前卒後だけでなく専門研修へのシームレスな研修で円滑なキャリア形成をサポート

- ・クリニカルクラークシップワーキング（卒前）と医師臨床教育センター運営会議

(卒後)を有機的に運用し、診療参加型実習の遂行と初期研修医の技術修得に向けて、全診療科の教育医長を中心とした卒前卒後のシームレスな医師臨床教育体制を確立している。

- ・専門研修プログラム協議会が中心となり、新専門医制度に対応した専門研修プログラムの安定的運用と地域でより多くの専攻医の確保を目指すため、学内外の医師に対して、年に1回「専門医共通講習」の開催等、教育支援を行っている。

地域医療の医師確保に積極的に参加

- ・本院に設置されている滋賀県医師キャリアサポートセンターと医師臨床教育センターが連携・協力して、奨学金を受給している学生、研修医の奨学金貸与者と面談し、進路相談などキャリア形成支援を行っている。
- ・現在滋賀県（滋賀県医師キャリアサポートセンター含む）が進めている滋賀県内の医師偏在解消のための滋賀県医師キャリア形成プログラム作成に、中核病院として本院の専門研修プログラム協議会が中心となり参画している。

（４）教育組織体制

本学では、入学者の確保から在学中における所定のカリキュラムの習得を経て卒業後の臨床教育・研究活動に到る一貫した教育を実現するために、アドミッションセンター、医学・看護学教育センター、医師臨床教育センターを設置して医療人育成を行っている。

4. その他の取組

（１）地域「里親」による医学生支援プログラム

本学卒業生が卒業後に滋賀県に定着することを目指し、本学独自の学生支援制度として、“地域「里親」学生支援事業”を実施している。この制度は、平成19年度からの文部科学省の“新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム“(学生支援GP)で“地域「里親」による医学生支援プログラム“が採択されたことに始まる。本プログラムは社会的ニーズに対応する地域医療の担い手を育成することを目的とし、従来の学生支援と連携を図りながら、地域で活躍中の卒業生を“里親”、住民の方（献体登録者や模擬患者などとして教育にご協力いただいている地域住民）を“プチ里親”とする地域参加型の学生支援の取り組みである。具体的には、滋賀県の保健医療圏をめぐって滋賀県の医療と歴史・文化を学ぶ一泊二日の宿泊研修、将来のキャリアパスを考えるための連続自主講座、里親（プチ里親）との交流会等を実施し、その活動は広報誌「めでる」により地域住民にアピールしている。この事業の成果として、地域「里親」学生支援事業に登録した学生は平成28～令和2年度に医学科43名、看護学科14名が卒業し、医学科で25名、看護学科で8名が滋賀県内の医療機関に就職した（登録者の57.9%）。さらなる地域定着を目指して、この事業を継続改善していく。

(2) 地域医療重点コース

地域医療教育をより一層強化していくため、令和2年度より、地域医療に強い意欲を持った地域枠学生の入学者選抜を行い、地域枠学生には独自のカリキュラムとして「地域医療重点コース」を設置した。

当コースの学生は、滋賀県の奨学金制度による経済支援、滋賀県と滋賀医科大学が協同で設置する「滋賀県医師キャリアサポートセンター」によるキャリア支援のほか、医学・看護学教育センター学部教育部門に設置された地域医療教育検討専門委員会の計画に基づき、地域医療教育研究拠点における早期からの地域医療実習や滋賀県と連携した行政実務研修等の正課外教育プログラムの提供を始めとする学修支援など、より地域医療に重点を置いた教育を受けている。

(3) 地域医療教育研究拠点の設置

本学では、滋賀県内における医師の偏在と滋賀県東近江地域において医師不足となっていた状況から、平成22年度に滋賀県等からの要請により、県による寄附講座として本学に総合内科学講座、総合外科学講座を設置した。東近江市内にある国立病院機構(NHO) 滋賀病院(現 東近江総合医療センター)を活動拠点として、医師を外向させ、総合診療の研修指導や地域医療を担う医師の養成と確保に関する研究を開始するとともに、平成24年度から、同医療センターにおいて医学科学生の臨床実習を開始した。なお、両講座は平成26年度に、寄附講座から常設の臨床医学講座に組織替えを行い、連携の強化を図った。

また、その後、平成27年度からは地域医療機能推進機構(JCHO) 滋賀病院に、令和元年度からは公立甲賀病院にも、それぞれ活動拠点を設置するとともに、JCHO 滋賀病院では平成28年度から、公立甲賀病院では令和2年度から、それぞれ医学科学生の臨床実習を開始し、NHO 東近江総合医療センターと合わせて3ヶ所の活動拠点において、地域医療を担う医師の養成に努めている。

(4) 高大連携事業、出前授業、高校訪問等の実施

本学では、県内の進学校との間で年間数回にわたる講義や実習などの高大連携事業を行っている。本学での高大連携事業の特徴として、「先輩からの一言」というコーナーを設け、当該高校を卒業した本学学生に自身の受験対策と学生生活について話させているほか、人体模型、骨格標本、ヒト病理標本、バーチャルスライドシステムを配置した「メディカルミュージアム」の見学や、ヘリポート、救急部、スキルズラボなどの病院見学ツアーを実施し、地元高校生の本学進学への動機付けを図っている。

また、「地域学校との連携」事業として、滋賀県内の小・中・高生を対象に、医科大学としての特徴を生かした講義等により、理科教育に関心を抱く機会を提供している。

さらに、地域医療に関心をもつ志願者を増やすための方策として、滋賀県内を主に一部は隣接する京都府の高校への訪問と、主に大阪府で開催される進学相談会に向向している。高校訪問では平成28年度から当該高校出身の本学教員による説明の時間を設

け、直接本学への進学についてのアピールに努めている。

5. 都道府県との連携

(1) 滋賀県医師養成奨学金、滋賀県医学生修学資金の活用

今回の入学定員増により一般選抜に設ける「地域医療枠」5名、及び定員内の学校推薦型選抜に設ける「地元医療枠」6名を対象に、滋賀県より「滋賀県医師養成奨学金」という奨学金制度が設定され、将来、滋賀県知事が指定する滋賀県内の病院（一般診療所を含む。）で診療業務に従事する意思を有し、本学に入学する者全員が貸与の対象者となる。

また、これ以外の学生についても、滋賀県が設置した「滋賀県医学生修学資金」という奨学金制度を利用し、将来県内の病院において診療業務に従事しようとするものに対する修学資金の貸与を受けることができる。

(2) 滋賀県医師キャリアサポートセンターの支援

地域で活躍する医療人を育成するため、滋賀県との連携により設置した、「滋賀県医師キャリアサポートセンター」と協働し、若手医師のための充実した研修プログラムの提供、女性医師への就労支援等、医療人育成体制を充実させる。

本学では一般選抜の「地域医療枠」、学校推薦型選抜の「地元医療枠」において、滋賀県医師キャリアサポートセンターが定めるキャリア形成プログラムに参加する意思を持った者を募集し、滋賀県とともに地域医療を支える人材を育成する。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	ウエト シンジ 上本 伸二 <令和2年4月>		博士 (医学)		滋賀医科大学 学長 (令和2年4月～令和8年3月)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。